

## 1. 表題など

- 表題： 違法に逮捕・拘禁された者への賠償が実施されない問題
- 委員会の質問番号： 15(i) 取り調べ中を含み、自由を奪われた人の拷問および虐待の行為についての申し立てと苦情のすべてを、迅速に中立的にそして効果的に調査する権限をもつ、効果的で独立したメカニズムの存在 (CCPR/C/JPN/6、パラ 132-134)
- 自由権規約関連条文： 9条5項、14条

## 2. 質問への政府回答と問題点 [第6回事前質問 15(i)、第3回政府報告]

第6回事前質問 15(i)への政府回答は検察審査会、刑事施設の被収容者の不服審査に関する調査検討会、刑事施設視察委員会などを紹介し、最終パラグラフに「違法に権利を侵害された者は裁判所に訴訟を提起することができる」と結んでいる。違法に逮捕、拘禁された被害者の賠償について、第3回政府報告書(para. 138-140) \*注1は、刑事補償法、国家賠償法があり、自由権規約9条5項に規定された賠償が実施されることを報告し、第4回以降の報告で変更はない。

たとえば、不法な逮捕、拘禁に対する被害申立や賠償請求について、検察審査会などの組織や国家賠償法と刑事補償法が存在することは事実であるが、実際には次節で述べる多くの問題があり、不十分な補償しか実施されていない。

## 3. 背景説明

第1に、起訴された被告人が無罪判決を受けて確定した場合、刑事補償法により拘禁日数に応じて補償金が政府あるいは地方公共団体から支払われるのは事実である。しかし、その金額は1日あたり最高でも12500円であり、実際に被告人が被った損害や精神的な苦痛に対する十分な補償とはなっていない。

第2に、逮捕、勾留された被疑者が起訴されない場合、被疑者補償規程の補償は検察官の裁量に任せられ、検察官が補償しないと判断した場合に被疑者は異議を申し立てることができない。また、刑事補償法および被疑者補償規程のいずれも、誤って拘禁したことへの謝罪、傷つけられた社会的な名誉を十分に回復する措置、たとえば官報による公示あるいは新聞へ謝罪広告の掲載などを含んでいない。

第3に、刑事手続き以外の拘禁（例えば出入国管理による拘禁、精神障害者に対する拘禁）では、たとえ違法な拘禁だったことが後に判明しても、次に述べる国家賠償法による以外は補償を受ける方法はない。

以上の理由により違法に拘禁された者は、十分な補償を受けるためには国家賠償法による賠償を政府あるいは地方公共団体に要求する訴訟を提起することになる。その国家賠償請求訴訟（以下、国賠訴訟という）には次のような問題がある。

第1に、刑事裁判で無罪判決を受けた者が逮捕や拘禁への賠償を求めるには、検察官による起訴が違法であったことを、国賠訴訟において立証しなければならない。最高裁第一小法廷の1989年6月29日判決（沖縄ゼネスト警察官死亡事件に関わる国賠訴訟）は、賠償を認めた東京高裁の判決を取り消し「検察官が、証拠資料を総合勘案して合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑が

あれば、＜中略＞公訴の提起は違法性を欠く」と判断して、請求を棄却した。他の多くの国賠訴訟の判決でも同様の論理で、請求が棄却されている。しかし、無罪判決が確定したことは検察官の起訴が誤りであったことを示すものに他ならないのであるから、起訴の適法性を裏付ける国側の十分な反証がない限り、起訴は違法であったと判断されるべきである。上述の最高裁判例は、その後の違法な拘禁に対する賠償の実現を阻んでいる。また、警察官の違法な逮捕について賠償を求める場合も、同じような問題が生じている。

第2に、上述の判例（最高裁第一小89.6.29）によれば、「証拠資料」とは、検察官が起訴時点で収集済か、入手可能だったものに限られる。その検察官の手持ちの証拠資料のうち、国賠訴訟の原告（元被告人や元被疑者）が利用できるのは、検察官が刑事手続きで開示した証拠資料に限られる。それらは刑事審で検察官が有罪立証のために提出したものであり、それ以外の検察官手持ち資料の開示制度は、国賠訴訟でも存在しない。したがって、原告にとって検察官の起訴が違法であることを立証することはたいへん難しい。なお、日本の刑事訴訟では、検察官は手持ち証拠を全面開示する義務がなく、それ自体は自由権規約14条1項に反している。

第3に、逮捕、勾留された被疑者が起訴されない場合に関する国賠訴訟の問題もある。逮捕時に違法な警官の暴行により右足膝下を粉碎骨折した容疑者が留置場に勾留され、取り調べられる事件が2003年12月に起きた。逮捕から10日後に処分保留で釈放されたが、大けがを負わされていた。逮捕されたのはナイジェリア出身の男性であり、釈放から3日後に緊急手術が行われ歩行はできるようになったが後遺症が残り、運動機能は完全には回復できなかった。不当な暴行傷害と勾留による被害への賠償を求めて国賠訴訟を提訴された。最高裁第一小法廷は2011年3月24日に上告棄却を決定した。\*注2

個人通報を可能とする第一選択議定書の批准も遅遅として進まず、個々具体的な問題を委員会へ報告することもできず、不公正な状態が今日もなお継続している。

1992年から2012年までの20年間で、違法な逮捕、拘禁に関連して政府あるいは地方公共団体へ賠償を命じた判決は数件に留まっている。最高裁判所では、下級審の認めた賠償責任を破棄した例も含めて、国側に賠償を命じた判決はない。

代用監獄の多用や弁護士と被拘禁者との接見交通の制限に表れた刑事手続きの不備、あるいは裁判所の安易な自白偏重などにより、日本では未だに冤罪の発生を根絶できていない。刑事手続きにおける違法な拘禁について国家賠償法が実際には殆ど機能していない。警察官や検察官が違法な逮捕、起訴をした場合でもその責任を問われることは皆無に等しく、冤罪の発生が絶えない原因の1つとなっている。

また、国賠訴訟は民事訴訟手続きにより進行する。そのため証拠資料の多くは検察官が占有し、容疑者、被告人として逮捕、拘禁された者に証拠へのアクセスが保障されていない。証拠リストの開示さえ検察に義務づけられていない。

日本政府の第3回政府報告の記述に反して、違法な拘禁への賠償はほとんど行われていない。そうした現状を背景に、被疑者が長期にわたり拘禁され、自白が迫られる問題は依然続いている。人質司法とも呼ばれるこの問題は、不公正な刑事裁判の大きな要因の1つになっている。

以上のように日本では、違法な拘禁された者に対する賠償が十分になされておらず、不公正な裁判の原因ともなっている。このような実態は、規約9条5項、14条1項、6項に違反している。

#### 4. 上記問題点に対する勧告案

- a) 締約国は、第9条5項に規定された「違法に拘禁された者への賠償」が確実に行われるように、法制度の整備を進めるべきである。
- b) 裁判により無罪が確定した者のみならず、起訴されなかった場合においても、違法に逮捕、拘禁された者への賠償が実施されるように、法制度を整備すべきである。
- c) 締約国は、違法な拘禁を無くし冤罪を根絶するために、司法における当事者の公平性、透明性を確保できるよう、全証拠の開示、あるいは少なくとも証拠リストの開示を行う法制度を整備すべきである。

注1) 第3回政府報告書(para. 138-140)は、第9条4.(a)及び(b)において次のように述べている。

4. (a) 本条5の権利については、憲法第17条は、「何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる」とへの規定し、これを受けて国家賠償法が制定されている。同法は「国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる」(同法第1条1項)と規定し、公権力の行使に当たる公務員の職務執行の際の故意又は過失により違法に逮捕・勾留されたものは、同規定に基づき国又は公共団体に対しその損害の賠償を請求できる。

(b) また、抑留又は拘禁が違法でなかったばあいについても憲法40条は「何人も抑留又は拘禁された後、無罪判決を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる」と規定し、その補償の範囲を拡げている。この規定を受けて刑事補償法が制定され、無罪の裁判を受けた者につき、未決の抑留又は拘禁による補償(同法第1条第1項)と刑に執行及び拘置による補償(同法第2項)が認められており、その場合における補償金額が、同法の定める制限内で裁判所が決定することとされている(同法第4条)。

また、不起訴処分になった場合であっても、結果的に無実のものが抑留・拘禁されたため被った財産的、身体的、精神的不利益の重大さにかんがみるときは、これに対する補償を行うことが憲法第40条の趣旨に沿い、かつ、正義と衡平の観念に合致すると考えられるところから、被疑者補償規程(1957年4月12日法務省訓令第1号)が設けられ、不起訴処分になったものにつき、そのものが罪を犯さなかったと認めるにたりる十分な理由がある場合に、抑留又は拘禁による補償を行う事とされている(同規程第2条)ことは、第2回報告で述べたとおりである。

このように、日本政府は第2、第3回政府報告において、9条5項が実施されていることを述べてきた。それらの審査において最終見解に何ら指摘が無かったこともあり、第4回、第5回報告では言及されていない。

【第3回政府報告書(英文)がCCPRサイト等で閲覧可能なら、URLを記載し、注1は不要】

注2) バレンタイン国賠訴訟

2003年12月9日に東京・新宿で、チラシを配っていたバレンタインさんは、声をかけてきた男

性2名を店へ案内中、「彼らから離れろ」との声で逃げたところ、風営法違反の容疑で逮捕された。男性はオトリ捜査の警視庁の私服警官だった。彼らの暴行により右足の膝下を粉碎骨折させられた。適切な治療を受けられないまま新宿署留置場に勾留、取調…。10日後に処分保留で釈放された。すぐに入院した病院で「手術しないと歩行不能に」と診断され、3日後に手術。04年2月7日まで入院治療し、さらに05年4月に再入院して1週間の治療。それでも右足に障害が残った。

2005年8月に、医療費や不当な暴行と勾留の損害賠償を東京都に求めて国賠訴訟を提訴した。警官は逃走時に看板にあたった自傷と主張し、逮捕時の暴行傷害を否定した。最初に診察した警察病院のカルテは保存期間内でありながら開示されなかった。

2007年3月に、東京地裁の一審判決は請求棄却。逮捕した私服警官と当夜に診察・ギブス処置した警察病院の医師の証言から、骨折の受傷原因は道路脇の看板金属枠に右膝を激突させたか、はずみでバランスを崩して路面に激突させたことと認定された。現場で警官たちの暴行をみた目撃証人は「黒人コミュニティの仲間であった」ので信用できないと判決文に記述されていた。

控訴審では、警察が開示していない書面やビデオの文書提出命令申立を行ない、一部が開示され、一審での警察の主張と異なる点も明らかになった。また、受傷原因について、医師2名による鑑定意見書で一審判決の認定のようであれば、皮膚表面の外傷、開放骨折、膝のお皿の骨折などを伴う可能性が高いことが明らかになった。暴行について新たな目撃証人の陳述書もあり、医師は外科医の長い経験からX写真の変化やカルテから、骨折が看板衝突ではなく、警官の踏みつけによる可能性が高いと証言した。他方、東京都は石山意見書を提出した。骨折原因は宙に舞って着地した衝撃だとする主張であった。高名な法医学者である石山昱夫帝京大名誉教授であるが、専門外の「衝撃力の解析」は空想で固めたような論理で、警察の主張にあわせた鑑定と証言だった。一審判決が認定した「看板衝突による骨折」ではないのだが、わずかな段差を飛び降りた衝撃による骨折とされ、逮捕警官の証言もそれに合わせて変更された。

2010年6月に、東京高裁は東京都の主張にあわせ、控訴棄却を判決した。最高裁へ上告したが、最高裁第一小法廷は2011年3月24日に上告棄却を決定した。

-----